# 大阪広域水道企業団議会運営に係る確認事項

#### 令和3年2月5日

|   | 項目          | 確認内容等            | 確認した会議(時期)     |
|---|-------------|------------------|----------------|
| 1 | 議長、副議長の選挙方法 |                  | H24.2 定例会      |
|   |             | ・選挙の方法は、指名推選とする。 | (R2.2 議員全員協議会で |
|   |             | ・指名の方法は、持ち回りとする。 | 持ち回り順序の表を改定)   |
|   |             |                  |                |

#### ≪持ち回り順序≫

| ブロック |     | 副議長 | 団体数 |                   |               |              | 団体名                  |              |       |
|------|-----|-----|-----|-------------------|---------------|--------------|----------------------|--------------|-------|
| 政令市  | 3   | _   |     | 堺市 (3人)           |               |              |                      |              |       |
| 北大阪  | 4   | 2   | 7   | 豊中市、<br>摂津市、      | 池田市、          | 吹田市、         | 高槻市、                 | 茨木市、         | 箕面市、  |
| 東部大阪 | (5) | 3   | 9   | 守口市、<br>東大阪市、     | 枚方市、          | 八尾市、<br>交野市  |                      | 大東市、         | 門真市、  |
| 河南   | 6   | 4   | 7   | 富田林市、<br>大阪狭山市、   | 河内長野市、        |              | 柏原市、                 | 羽曳野市、        | 藤井寺市、 |
| 阪南   | 1   | 5   | 8   | 岸和田市、<br>泉南市、     | 泉大津市、<br>阪南市、 | 貝塚市、         |                      | 和泉市、         | 高石市、  |
| 町村   | 2   | Œ   | 10  | 北大阪ブロッ!<br>河南ブロック | ク ①<br>②      | 島本町、<br>太子町、 | 豊能町、<br>河南町、<br>熊取町、 | 能勢町<br>千早赤阪村 |       |

※1: 役職欄の①は第1年目のこと。本表では令和2年度を①とした。

※2: ブロック内の持ち回り順は、市町村コード順(市制施行順⇒町村施行順)とする。

※3: 持ち回り時に、議員選出団体でない場合その他やむをえない場合は、次の順位の団体から選出することとし、当該

団体の順位は、次回持ち回り時に最優先される。

ただし、この配分方法は、1 巡目の役職が旧方式ですべて配分されたブロックから適用する。なお、町村ブロックは、ただちに本項を適用する。 (網掛ブロックは新方式適用ブロック)

| 2 | 議席の指定      | ・市町村コード順とし、同一市から複数選出されていると  | H23.7臨時会   |
|---|------------|-----------------------------|------------|
|   |            | きはそれぞれの市の議席順とする。            |            |
|   |            | (議席一覧表をもって了承)               |            |
| 3 | 会議録署名議員    | ・議席番号順とする                   | H23.7臨時会   |
| 4 | 議案の取扱い(原則) | ①提出議案は一括議題とし、提案趣旨説明も一括して聴取  | H23.11 定例会 |
|   |            | し、質疑、討論についても一括議題で実施する。      |            |
|   |            | ②採決については、議案を個別に分離して起立採決とする。 |            |
|   |            | なお、各議員の賛否は事前に確認しない。         |            |
|   |            | ③今後、議員全員協議会において本日の議事運営について  |            |
|   |            | 協議する際に、①と②の前段の取扱いを説明し、確認を   |            |
|   |            | 行う。                         |            |

|   |            | ・なお、①と②の前段の取扱いを変更する場合は、議員或                  |                |
|---|------------|---|----------------|
|   |            | いは議長団から提案し、協議の上、決定する。                       |                |
| 5 | 発言通告書並びに発言 |   | H23.11 定例会     |
|   | 順序         |   | (H24. 10 月議員全員 |
|   | 〇発言通告書の提出  | ・質疑、一般質問、討論については、発言しようとする議                  | 協議会で「発言通告書     |
|   |            | 員は、あらかじめ議長に発言通告書(別紙 1、2)を提出                 | の提出」第2項を改正)    |
|   |            | しなければならない。(会議規則第51条、第61条)                   |                |
|   |            | ・質疑、一般質問についての提出期間は、定例会、臨時会                  |                |
|   |            | ともに提出予定議案の概要が公表される招集告示日の午                   |                |
|   |            | 前 10 時から発言を行う日前 3 日(企業団の勤務しない               |                |
|   |            | 日(土曜、日曜、祝日)を除く)の午後 1 時までとする。                |                |
|   |            | 討論については、質疑終結後に本会議を休憩し、議員全                   |                |
|   |            | 員協議会を開催して通告の有無を確認する。                        |                |
|   | 〇発言順序      | ・質疑、一般質問については、発言通告書の提出順とする。                 |                |
|   |            | 討論については、討論交互の原則を前提に「くじ」によ                   |                |
|   |            | り定める。                                       |                |
| 6 | 討論及び質問     |   | H23.7臨時会       |
|   | • 質疑、質問時間  | ・原則として、1人 15 分以内(答弁時間を除く)。                  |                |
|   | • 討論時間     | ・原則として、1人10分以内。                             |                |
|   | ・その他       | <ul><li>質問、討論を行う議員が多数の場合は、答弁時間を除い</li></ul> |                |
|   |            | た質問、討論の時間を、2 時間以内となるよう議員間で                  |                |
|   |            | 調整する。                                       |                |
|   |            | ・質疑、質問において複数回登壇する場合に、理事者の答                  | H31.2 定例会~     |
|   |            | 弁を受けるための「質問者席」を議席前方に設置する。                   |                |
| 7 | 請願の取扱い     | ・開会の2週間前までに提出された請願を当該議会におい                  | H23.7臨時会       |
|   |            | て審議する。                                      |                |

|    | 別 | 紙 1 |        |
|----|---|-----|--------|
| 令和 | 年 | 月   | $\Box$ |

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団議会議員

氏 名

## 発 言 通 告 書

次のとおり、発言したいので、通告します。

<sup>※ 「</sup>一般質問」を選択された場合、一括方式(3回まで)または一問一答方式を選択してください。 「質疑」のみの場合は、一問一答方式は選択できません。

別紙 2

令和 年 月 日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団議会議員

氏 名

### 発言 通告書

次のとおり、発言したいので、通告します。

|    | 発 言 の 別 ( 討論用 ) |
|----|-----------------|
| 項目 | 発言要旨            |
|    |                 |

<sup>※</sup> 発言通告書には、討論の対象とされる議案名、あわせて「賛成」もしくは、「反対」どちらの討論かを記載してください。